

認知症対応型共同生活介護事業

グループホーム新町御池 運営規程

平成 27 年 7 月 27 日決定

平成 27 年 8 月 1 日改定

(総則)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人仁恵会が開設する介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム新町御池」(以下「事業所」という。)が行う介護予防指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業サービス」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要支援 2 及び要介護の状態にあつて当事業所を利用しようとする者(以下「利用者」という。)が、その有する能力に応じてできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、排泄、食事、入浴等の介護、その他の日常生活の世話をを行い、併せて残存機能の回復訓練に努めることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立つて必要なサービスの提供に努める。

2 事業所は、利用者が事業所を利用することにより、社会的孤立感を解消させ心身の機能を維持向上させられるよう支援するとともに、利用者の家族がその身体的及び精神的負担を軽減させられるよう努める。

3 事業の実施にあたっては、地域の住民、介護保険施設及び医療機関等に協力を求め、緊密な連携を保つことに努める。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 グループホーム新町御池

(2) 所在地 京都市中京区新町通姉小路下る町頭町 9 2 番地

(事業所の定員)

第 5 条 事業所の入所定員は 27 名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施 設 長 1 名

(2) 管 理 者 常勤 1 名

(3) 計画作成担当者 3 名以上(1 名は介護支援専門員)

- (4) 介護職員 常勤換算方式で9名以上（計画作成担当者兼務2名、夜間及び深夜の間帯は常時3名以上）、（常勤1名以上）
- 2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置く。
- 3 職員の職務は次の各号に定めるところによる。
- (1) 施設長は、事業所全般の管理を一元的に行う。
- (2) 管理者は、各ユニットの管理を一元的に行う。
- (3) 計画作成担当者は、介護サービス計画を作成し介護員に周知するとともに必要な介護サービスを行う。
- (4) 介護職員は、介護サービス計画に基づいて必要な介護サービスを行う。
- 4 職員は、必要に応じて夜間及び深夜の介護業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 4月1日から3月31日まで。ただし、事業開始年度は事業を開始した日から当該年度の3月31日まで。
- (2) 営業時間 午前0時から翌日午前0時まで。

（利用料）

第8条 事業サービスを提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から））

- 2 前号に定めるものの他、次に掲げる費用は利用者が負担する。
- (1) 居室設備使用料 別表に定める額
- (2) 食材料費 別表に定める額
- (3) 光熱水費 それに要した額の総額を月間延利用日数で按分した額
- (4) 共益費 別表に定める額
- (5) 専属介護費 別表に定める額
- (6) 医療費 それに要した額
- (7) 理容・美容代 それに要した額
- (8) その他個人的な費用 それに要した額
- 3 前号の費用の支払いを受けるサービスを提供する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

（敷金）

第9条 利用者は、利用を開始する日の前日までに、別表に定める額の敷金を納めなければならない。

- 2 敷金は、利用を終了した日の属する月の翌月末までに銀行振り込みにより利用者又はその家族に返還する。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により発生した損害の補填に要する費用を控

除する。

(損害賠償)

第10条 事業所は、事業所が実施する介護サービスの中で利用者が傷害を受けた場合であって、事業所に故意又は重大な過失があるときは、速やかに利用者に賠償する。

2 事業所は、利用者が故意又は重大な過失により事業所の設備・備品等に損害を与えた場合又は他の者に傷害を与えた場合は、その損害について利用者に賠償を請求する。

(健康管理)

第11条 管理者は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、利用者の健康の保持増進のために適切な措置をとらなければならない。

2 利用者の症状に急変などが生じた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに利用者の主治医及び家族に連絡しなければならない。

(衛生管理)

第12条 管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めなければならない。

2 管理者は、事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように努めなければならない。

(災害及び事故対策)

第13条 管理者は、非常災害に対する具体的な防災計画を立てておくとともに、災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な防災訓練を行うものとする。

2 管理者は、転倒、熱発、感染等により利用者の心身の状況に重大な変化があった場合は直ちに家族の代表者に連絡し、必要に応じて関係行政機関に報告するものとする。

(秘密保持)

第14条 管理者は、職員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう周知徹底しなければならない。

2 管理者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、雇用契約の締結にあたっては、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を明示しておかななければならない。

3 管理者は、利用者及びその家族等にかかわる紙記録及び電子記録を、必要のない者が閲覧、複写、出力することのないよう厳重に管理しなければならない。

(利用者の権利擁護及び拘束の禁止)

第15条 管理者は、利用者が認知症者であることに鑑み、その権利擁護に細心の注意をはらわなければならない。

2 管理者は、自傷又は他害による事故の蓋然性が極めて高い場合を除いて、利用者を拘束してはならない。薬物による拘束についても同様である。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、利用者及びその家族からの苦情に対して誠意を持って迅速かつ的確に対応するものとする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて管理者が定める。

(付則) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

グループホーム 新町御池

自己負担利用料別表

入居金

敷金	30万円	入所時	退所時に原状復旧費を控除して返済

月額使用料

消費税（10パーセント）を含む

約18万円（30日として）+介護保険一部負担金+実費

利用料	金額（円）	単位	摘要
居室設備使用料	2,932	日	入院、外泊中も満額
朝食	313	〃	朝食
昼食	523	〃	昼食
夕食	690	〃	夕食
おやつ	125	〃	おやつ
光熱水費	628	〃	月間利用日数で按分、628円/日/人見込
共益費	419	〃	ゴミ処理費、ペーパー類・洗剤、町内会費など
ベッド・寝具リース料	177	〃	ベッド72円、寝具105円
排泄用品	実費	袋	実費
受診・外出介助	942	30分	交通費別
電化製品持込料	下表	月	当該月の利用日数が15日以下の場合は無料
失禁グッズ料	オムツ	枚	実費
	他利用料		薬剤費、服薬指導費を含む
レクリエーション	実費		職員分も含む
カット・パーマ			理美容

電化製品持込料

消費税（10パーセント）を含む

品名	金額	単位	摘要
テレビ	313	台	
電気毛布	209	枚	夏季以外
電気アンカ	209	個	〃
電気魔法瓶	104	個	
DVDプレイヤー	104	台	
冷蔵庫	313	〃	
ラジオ	313	〃	

共益費内訳

介護用品・家具類	33		車イス・リビングテレビ・家具補充
医薬品	11		バンドエイド・包帯・ガーゼ・塗り薬・消毒アルコール
教養娯楽費	33		新聞・雑誌・塗り絵・絵具・クレヨン・色鉛筆・のり・紙
車両費	22		車維持費・車検
修繕費	34		施設内修繕・電球
保守費	198		エレベーター・電気設備・火災報知器・ゴミ処理 ワックス・害虫駆除
町内会費	33		町内会費・町内会寄付・祇園祭寄付
消耗品	55		洗剤・手拭きペーパー・シャンプー・リンス・タオル・アルコール トイレットペーパー・石鹸・ブラシ・調理器具・ゴミ袋・マスク